

「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会（第6回）

## 議事要旨

### I. 開催概要

日 時 : 2022 (令和 4) 年 12 月 19 日 (月曜日) 17 時 00 分～19 時 00 分  
場 所 : JR 東日本 会議室  
出席者 : 以下の通り

表 出・欠席者一覧 (※印はオンライン出席)

委 員	老川 慶喜 氏 (立教大学名誉教授) 小野田 滋 氏 (公益財団法人 鉄道総合技術研究所 アドバイザー) 高妻 洋成 氏 (独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 副所長) ※古関 潤一 氏 (東京大学 社会基盤学専攻 教授) 鈴木 淳 氏 (東京大学大学院 人文社会系研究科・文学部 教授) ※谷川 章雄 氏 (早稲田大学 人間科学学術院 教授) ※福井 恒明 氏 (法政大学 デザイン工学部 教授) 【欠】伊藤 香織 氏 (東京理科大学 理工学部建築学科 教授) 【欠】中井 検裕 氏 (東京工業大学 環境・社会理工学院 教授) 【欠】矢ヶ崎 紀子氏 (東京女子大学 現代教養学部 教授)
オブザーバー	文化庁文化財第二課 ※東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ※港区街づくり支援部 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 品川駅北周辺地区市街地再開発準備組合 公益財団法人東日本鉄道文化財団 鉄道博物館 東急不動産株式会社 住宅事業ユニット 再開発事業部 事業推進部 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門
事務局	東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門

### II. 次第

- (1) 開会
- (2) 前回議事録確認
- (3) オブザーバーの追加
- (4) 本日の内容と策定スケジュールについて
- (5) 第1章～第8章について
  - ・ 前回委員会からの修正事項
  - ・ 第8章整備について
  - ・ 区画道路2号の検討状況について

- (6) 第9章～第12章について
- (7) その他

### III. 議事要旨

- (1) 開会
- (2) 前回議事録確認
- (3) オブザーバーの追加
  - 泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の工事に関する現状変更申請の内容を議論するにあたり、要綱に従い本委員会のオブザーバーとして東急不動産株式会社を加えたい。（事務局）
    - ← 特に意見なし。オブザーバーの参加を認める。（委員一同）
- (4) 本日の内容と策定スケジュールについて
- (5) 第1章～第8章について
  - ・ 前回委員会からの修正事項
  - 第2章が不完全で、本質的な価値につながる史跡の概要のとりまとめが必要である。それに従い史跡の本質的価値及びそれに準ずる保存、活用、整備と流れる。全体の筋道が通るように進める必要がある。（委員）
  - 第2章の日本の鉄道の歴史の所を整理する必要がある。今後の進め方を考えること。（委員）
  - 構成要素の所に遺物を記載してもらいたい。（オブザーバー）
    - ← 出土した遺物について概要に記載しているが、その取扱いは記載していない。今後関係者と調整していく。（事務局）
  - 「線路上への車両の設置」とあるが、第8章では検討するとなっている。何も決まっていないので第7章でも検討すると記載しておいた方がよい。（委員）
    - ← 検討するという趣旨に書き換える。（事務局）
  - 第6章の保存管理について、本質的価値を多くの方々に理解してもらうには可能な限り、露出展示として、実際に見たり触れたりすることが望ましい。（委員）
  - 露出展示にあたっては、保存環境のモニタリングとその結果を関係者で共有して改善を図ることが大事である。（委員）
  - 高輪築堤が広く人々から愛され続けるものとなるために、維持管理の点検、清掃、植物管理等に、地域住民、高輪築堤のファン、品川開発プロジェクトのエリア内で働く人々などの協力や参画を受け入れていくことが検討されてもよい。（委員）
  - 第7章の、基本方針は現段階で手法を限定せず、保存と活用のバランスを取りつつ進化するデジタル技術等を含めて柔軟な手法を用いる、という書き方は望ましい方針と考える。（委員）
  - 再現展示は高輪築堤の理解に大事であり、人の想像を掻き立てるデジタル技術の活用が重要。日本初の鉄道が人流・物流・街をどのように変化させていったのか、それを支えた土木技術の凄さはどこなのかなど、鉄道創業による影響の大きさを明瞭にイメージできる可能性がある。（委員）
  - 国内外からの来訪者の想定は、高輪築堤が東京都のツーリズムや MICE への貢献につながる大事なことであり、先の話となるが、来訪者をターゲットとして細分化し、それぞれに必要な取り組みについて、専門的知見を持って検討するとよい。（委員）

- 最初の分類は一般観光客と MICE となるが、特に外国人旅行者には鉄道博物館等を含む広域の魅力提示が求められるのではないか。（委員）
- ユニークメニューについて、料金体系が明確な利用プログラムとワンストップで相談できる受け入れ体制が必要になる。（委員）
- 第 7 橋梁の公開方法で「近隣の建物等と連携した活用方法」という表現があるが、どのような建物を指すのか？（委員）
  - ← 前回、現状変更許可申請について議論した、整備する建物やデッキのことを指す。（事務局）
- 前回委員会で鉄道からの視点を指摘し、事前の打合せで実現が難しい旨の説明を受けた。連続的な築堤が海に面していたことを表現するにはまだ十分ではなく、改善を考えなければならない。鉄道からの見え方については、こだわるべき点。防音壁により子供が見えないとあるが、車内から立って見れば十分である。公園の計画についてしっかりと検討しなければならない。（委員）
  - ← 京浜東北線の高架橋からの見え方についてシミュレーションを行い、角度的にかなり難しいことを確認した。上部の復元も含め、公園の計画など工夫で補える部分があるので引き続き検討していきたい。（事務局）
- 築堤の際まで公園の盤が高いところにあるので、公園の盤を下げないと実現しない。前回別の委員が指摘したように死角となり、公園の利用として怖い。総合的に判断してもらい、公園の計画全体を検討する必要がある。（委員）
- 碓氷峠の鉄道遺跡に欧州の専門家を案内した時、鉄道遺跡と思えず単なる遊歩道であると指摘を受けた。築堤においても、これが築堤なのかということがわからないと意味がない。（委員）
- 海岸に鉄道が走っていたことは示せるが、築堤であるということを示す工夫が必要で、史跡として一目で何か分かることが重要である。初めて来た人に一目でわかる工夫が欲しい。（委員）
- 概要から本質的価値や整備につながる流れの構築は重要である。なぜ遺構が残っているのかが明確になり、説明する内容につながるため、その作業を行わなければならない。（委員）
- 第 8 章整備について
  - 第 8 章「④愛着を持ってもらえるような仕掛けの検討・展開」の内容に賛同する。ただし、対応できる人的体制が必要でありソフト面の整備を期待する。（委員）
  - 第 7 橋梁の南と北の横仕切堤の遺構は非常に貴重であるが、現地保存が難しく移築を検討することとなっているので、そのことを第 8 章に記述してもらいたい。（委員）
    - ← 第 6 章の地区区分の対応方針に記載している。具体の移築先は今後検討とする。（事務局）
    - この計画期間は 10 年間であり、今後検討を行うためにも第 8 章に明記してもらいたい。整備計画に記載しないと 10 年間検討して実現できなかったという話になりかねない。（委員）
    - ← 記載方法は検討するが、具体的な移築先は記載できない。（事務局）
    - 信号機土台部の移築先に余裕はないのか？（委員）
    - ← 隣接の別の事業による再開発の空間になり、スペースに余裕はない。（事務局）
    - 横仕切堤の築堤と陸をつなぐ役割を理解してもらうためには、例えば移築した信号機土台部の堤に接続して移築するのが適すると思う。全く関係のない場所に移築しても説得力がない。できれば価値が分かる移築となることが望ましい。（委員）
  - 8-8 ページに手法や手段を書いているが、最初に目的を記し、案として考えられるものを記載するのが通常。最初に何をするか記載すると後々修正が効かないため、何を實現したいのかを意識して、構成を再考すること。（委員）

- 8-4 ページに「元の材料や工法を用いて」とあるが、変状が確認されるということは元の材料や工法に無理があることであり、場合により材料や工法を変えて見かけは同様にさせる工夫などを用いる。「原則として」という表現がよい。（委員）
- 第 8 章の築堤断面図が特徴的と捉えているが、非対称の断面の実物が見られる場所を作る予定はあるか？（委員）
  - ← 公園や第 7 橋梁部では計画はないが、信号機土台部の移築先で見せることはできる。また現地での剥ぎ取りを室内等で展示できる。（事務局）
  - 剥ぎ取りを現地で展示できるように検討してもらいたい。（委員）
- 区画道路 2 号の検討状況について
- 協議が難しい状況は理解するが、エリア全体の歩行空間のニーズや考え方を提示してはどうか。区画道路 2 号に歩行者が増えるというストーリーで、歩行者空間の重要性を十分に論じられる。遺構への配慮が規制を理由に対応できないのであれば、それ以外の部分で歩行者空間の重要性を考えたい、引き続き検討して欲しい。（委員）
- まだ検討余地があり、粘り強い調整をお願いする。2 階デッキレベルの主動線と 1 階の歩行者ネットワークの整合をとるなど、関連性を説明するとよい。（委員）
  - ← 遺構の公開を前提とした交通計画は行えていないので検討する。（事業者）
  - ← 一部歩行者専用道が理想という認識は承知しているが、港区の道路認定が難しいとなると、私道化が現実的な案となる。都市計画との整合を踏まえつつ検討したいが、私道化は泉岳寺駅地区再開発への影響が懸念される。現建築計画に影響させないためには何らかの法的根拠に基づく道路としての位置づけが必要になる。認定道路や位置指定道路などが考えられるが、港区の基準等もあり、解決への道筋がまだ見えていない。（事業者）
  - 私道であれば、丸の内仲通りのように集客力のある道路にする検討も可能性があるので、広く検討してもらいたい。（委員）
- 遺跡保護のための規制が行えないのは全国的にそういうものなのか、文化庁の認識は？（委員）
  - ← わからないというのが正直な印象である。まずは通達を確認する。（オブザーバー）
- エリア全体として歩行者をどう動かすか、という部分は検討して提示してもらいたい。筋としては遺構のために道路形状を変えることは許されるべきであり、現実問題として歩行者の安全や利便性、街の賑わいについて検討し、落としどころを作れるのではないかと思う。（委員）

#### (6) 第 9 章～第 12 章について

- 史跡公開後の運営・体制の検討が難しいことは理解するが、品川開発プロジェクト内の MICE に対応する国際会議施設の稼働のタイミングと、ユニークベニュー活用のタイミングを予め検討しておき、整合させることが望ましい。（委員）
- 誘致までに必要な期間が長いものが国際会議であり、通常 2、3 年、大規模なもので 4、5 年前ということもある。オープン時の話題になるイベントなどでどのようなユニークベニューがあり、どう使えるのか、などがわかると利用する客側は使いやすく、望ましい。こうしたことを勘案して、今後の体制を検討するとよい。（委員）
- 10-1 ページに「史跡整備（露出展示）」とあり史跡整備＝露出展示となるが、決してそうではない。露出展示「等」としておくべきである。（委員）

#### (7) その他

#### (8) 閉会

要旨以上